

国土交通省自動車局旅客課意見募集担当あて

自家用有償旅客運送の事務・権限に係る地方公共団体の指定に関する取扱い案に対する意見

1. 氏 名      NPO法人 全国移動サービスネットワーク 理事長 中根 裕
2. 住 所      〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル204
3. 電話番号    03-3706-0626
4. 電子メールアドレス    info@zenkoku-ido.net
5. 意 見      (該当箇所) および (意見)

「2.(2) 指定の基準」

- 1) 指定の基準を定めるにあたっては、地方公共団体における担当部局について、交通（企画）部門を基本としつつ、福祉部門と適切に連携できる体制を重視していただきたい。
- 2) 権限移譲先の自治体は、必ず単独で運営協議会を設け、一貫して責任を持てるようにながすべきである。もし、都道府県が移譲を受け、県下を広域ブロック等に分ける場合には、市町村でなく都道府県が主宰することを条件とすべきである。(複数市町村のうち1市町村が常に主宰する広域連合などは別)
- 3) 権限移譲先の自治体が運営協議会を単独設置した場合において、複数市町村にまたがって運行を行う際は、権限の所管と同じく「主たる活動の拠点となる自治体の運営協議会」の合意のみで良いこととすべきである。その上で、「主たる活動の拠点ではない区域の運営協議会の意見を聞くことができる」等の規定を付加することで、広域的な整合性を担保することが望ましい。  
なお、2) 3) の方策をとることにより、複数市町村による合同運営協議会をなくし、一貫した責任体制を構築することは、権限移譲先の自治体職員の専門性を高める上で必須の条件であると思われる。
- 4) 「その他適切な助言等」は、地方公共団体からの相談・問合せを受けた場合にのみ行うこととすべきである。むしろ、必要なのは、権限移譲先自治体において十分な執行体制を整備できるよう、必要な財源措置を行うことである。  
各市町村に交通担当部署や専任職員がない現状において、地域の交通データ等を収集したり、地域の合意形成を図ったりすることは困難である。「受け皿」としての自治体の根本的な問題は、事務処理に係る知見やノウハウの欠如それ自体にあるのではなく、それらを習得し、実践するた

めに、時間を割ける職員を置くだけの財政的余裕がないことにある。閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（2013（平成25）年12月20日）の中では、「移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する」とされている

他の事務・権限と異なり、専任職員がいないこと、地域の実情を踏まえて創意工夫を行うためには従来の国の業務量を大幅に超える業務が発生することに鑑み、人件費についての財政措置を行うべきである。

### 「2.（3）移譲に係る措置等」①

5)「知見」とともに、事務負担の軽減につながる手法（作業要領）や電子ファイル等、具体的なツールの提供も行うべきである。

6)「必要な引継ぎ」において発出される「技術的助言」について、地域の裁量を拡大するという移譲の趣旨を周知するとともに、「内部通達」と「技術的助言」の違いを、明確にすべきである。

具体的には移譲先である地方公共団体および、設置済みの運営協議会において、運輸支局から説明がなされるべきである。

この説明は、移譲を希望していない地方公共団体の運営協議会においても、移譲を進める目的で行われることが必要と考える。

### 「2.（3）移譲に係る措置等」②

7)「その他の支援」として研修会を開催する場合は、移譲の手続きのみでなく、制度の見直しについても周知する研修会を、継続的に開催するべきである。また、移譲後の制度運用を円滑に進めるため、広く関係者が参加対象とすることを希望する。

8)「是正に向けた働きかけ」を行う際は、口頭でなく、書面や電子メールをもって行い、常に法令根拠を明らかにするべきである。現状では、電話等で制度運用に関する口頭指導がなされている例が散見されるが、運輸支局によって内容にばらつきがあったり、市町村職員が趣旨を正確に理解できない場合もあつたりする。こうした事態を防ぐため、「是正に向けた働きかけ」は常に照会できるようにすべきである。

自家用有償旅客運送の事務・権限に係る地方公共団体の指定に関する取扱いについて(案)

## 1. 背景

自家用有償旅客運送の事務・権限については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第291号）」により、自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県又は市町村の長が行うこととされた（いわゆる「手挙げ方式」による移譲）。

このため、平成27年4月1日の施行に向け、国土交通大臣による指定に関する取扱い（自動車局長通達）を定める必要がある。

## 2. 概要

### （1）指定に関する手続き

- ① 地方公共団体は、道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県又は指定市町村（以下「指定都道府県等」という。）の指定を受けようとするときは、国土交通大臣に対し書面による申出を行うものとする。
- ② 指定の申出は、指定を受けようとする日の3ヶ月前までに地方運輸局等（地方運輸局、運輸支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）を通じて行うものとする。

### （2）指定の基準

- ① 国土交通大臣は、地方公共団体から指定の申出があった場合には、次に掲げる基準に照らし、自家用有償旅客運送に関する輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務を適切に実施されるものと認めるときに、指定を行うものとする。
  - （ア）移譲を受ける事務を継続的に実施することについて、地方公共団体としての意思決定が行われていること。
  - （イ）移譲を受ける事務を実施するにあたって、登録及び監査事務が適切に実施できる体制が整っていること（事故発生時等の緊急時の対応を含む）。
  - （ウ）市町村運営有償運送に係る運営を行う体制と、登録及び監査事務を行う体制の役割分担がなされていること。
- ② 地方運輸局等は、（1）の申出をした地方公共団体に対し、指定の基準を踏まえ、指定に必要な体制の整備その他適切な助言等を行うものとする。

### （3）移譲に係る措置等

- ① 地方運輸局等は、移譲を受けることとなる地方公共団体に対し、事務処理の知見も

含めた必要な引継ぎを行うものとする。

- ② 地方運輸局等は、指定都道府県等に対して、事務の適切な実施に係る助言その他の支援を行うとともに、指定都道府県等による事務処理について法令に照らして適切ではない事実があると認めるときは、是正に向けた働きかけを行うものとする。

#### (4) 指定の取消し

国土交通大臣は、指定都道府県等が指定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。

### 3. 今後の予定

施行 平成 27 年 4 月 1 日